

# 平成 22 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合公金管理計画

平成 22 年 3 月 17 日

## 1. 計画策定にあたっての基本的考え方

平成 20 年 3 月に策定した「鳥取県後期高齢者医療広域連合公金管理及び運用基準」に沿って公金の安全・確実かつ効率的な運用を図る。

(基準第 8 条第 3 項関係)

## 2. 平成 22 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合公金管理運用方針

### (1) 歳計現金等

歳計現金等は、基本的には支払準備金であるため指定金融機関等の普通預金で管理する。ただし、収支予定差額に余裕資金が 1 ヶ月以上出る場合には、10,000 千円を単位とする定期預金等で運用する。

なお、金融機関の安全性に注意が必要となった場合には、会計管理者、事務局長が協議し、その対応を検討し、広域連合長へ報告する。

### (2) 基金

後期高齢者医療制度臨時特例基金、後期高齢者医療給付費準備基金については、その基金の性格や年間、年度間の計画を考慮し、1 ヶ月から 12 ヶ月程度の指定金融機関等の定期預金で運用し、基金取り崩し時に発生した利子については普通預金で管理する。